

市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

令和8年度の市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託

(2) 委託業務の内容

- ① 市町村等の実情に応じた、包括的な支援体制の整備に向けた現場密着型支援
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた研修及び意見交換会の実施

なお、詳細については『市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託仕様書』（別添1）のとおりとする。

(3) 業務委託の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料上限金額 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) その他

- ① 企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ② 本業務の実施については、令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により契約を行わない場合や、委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合があります。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできません。

3 スケジュール

(1) 募集要項等の配付及び配布場所

① 配布期間

公告の日から令和8年3月10日（火）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）各日とも午前9時から午後5時まで

② 配付場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎3階

奈良県福祉保険部地域福祉課 地域福祉推進係

※ 郵送による配付は行わない。

※ 募集要項等は「奈良県福祉保険部地域福祉課ホームページ」で公開す

る。

<https://www.pref.nara.jp/1644.htm>

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和8年3月3日(火)正午まで

② 提出方法

(ア) 「質問票」(様式1)により、電子メール又はFAXで下記(6)に示す担当課へ送付すること。(口頭又は電話での問合せは受け付けない。)

(イ) 質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。

(ウ) 電子メールで送付する場合は、件名に「市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託 質問票の送付」と表記すること。

(エ) 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県福祉保険部地域福祉課ホームページ」上にて令和8年3月6日(金)午後2時以降に公開することとし、個別には回答しない。<https://www.pref.nara.jp/1644.htm>

(3) 参加申込書の受付

① 提出期限

令和8年3月10日(火)午後5時(必着)

持参の場合の受付は午前9時から午後5時までとする。

② 提出方法

参加申込書(様式2)を郵送又は持参にて下記担当課へ提出すること。なお、郵送の場合は、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

③ 電子契約の可否

本件は、電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書と併せて郵送又は持参にて提出すること。

(4) 企画提案書の受付期間

公告の日～同年3月17日(火)正午必着

(土曜日、日曜日、祝日を除く。)各日も午前9時から午後5時まで

※提出書類等詳細については、「5 応募手続等」を参照すること。

(5) 事業者決定

令和8年3月下旬(予定)

(6) 担当課

奈良県福祉保険部地域福祉課 地域福祉推進係

住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電 話：0742-27-8503

FAX：0742-22-5709

メールによる連絡を希望する場合は、電話でメールアドレスを問い合わせること。

4 参加資格要件等

(1) 参加資格

企画を提案する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ③ 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q7諸サービス」で登録している者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

5 応募手続等

応募については、1応募者につき1提案に限る。

(1) 企画提案書の提出期限

令和8年3月17日（火）正午（必着）

(2) 提出場所

上記3（6）の担当課に同じ

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。なお提出の際は、事前に提出予定時間を連絡すること。

(4) 提出物及び部数

下記①～③について、9部（正本1部、副本（写し）8部）を提出すること。但し、副本（写し）には提案事業者が判別できる記載や用紙の使用を行わないこと。なお、受理後の差替え及び追加・削除は認めない。

① 企画提案書（様式3）

② 事業者概要書（様式4）

※会社概要などがあれば添付すること。

③ 見積書（必要な経費が分かるもの）

※参加申込書（様式2）を提出したものの、提出期限までに企画提案書等の提出がなかった者については、辞退したものとみなす。

(5) 企画提案書の作成等について

企画提案書は以下のとおり作成すること。

① 効果的な業務の企画

（ア）市町村等への現場密着型支援を効果的に実施するため、市町村等と

密に連携し、地域の実情及び対象ニーズを的確に把握するための具体的な提案。

- (イ) 包括的な支援体制の整備に向けた市町村等の課題を把握・分析するための効果的な手法や調査項目を具体的に示した提案。
- (ウ) 研修の実施にあたり、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の必要性を理解することができるテーマや内容を具体的に示した提案。
- (エ) 市町村等相互の意見交換会の実施にあたり、市町村等の取組状況や課題について理解を深めるとともに、市町村等が抱える課題の解決につながる構成の提案。なお、各回のテーマや内容を具体的に示すこと。

② 実施体制

業務を遂行する上で、県内の地域福祉の特性に精通しており、豊富な支援経験を持つ担当者を配置するなど、業務を適切に実施できる提案。

③ 業務スケジュール

各項目及び全体の実施スケジュールの内容が具体的に示されており、業務を効果的に実施できる提案。

6 契約相手方の特定

(1) 特定方法

企画提案書の内容をもとに、別記「審査対象事項」に従い、県が別途設置する、市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託事業者選定委員会の審査を経て、本業務委託契約の相手方を特定する。

(2) プレゼンテーション等について

提案に対する質疑及び補足説明を求めため、提出資料に基づいたプレゼンテーションを実施する。

実施予定日 令和8年3月27日(金)

実施予定場所 修徳ビル(奈良市登大路町5-1)

時間等については、応募者に別途通知する。

(3) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ① 上記4に示した参加資格が備わっていないとき
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき
- ⑤ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき
- ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき

⑦ その他不正な行為があったとき

(4) 特定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、特定、非特定の旨を、書面により通知する。

(5) 特定結果の公表

審査結果の通知後すみやかに、契約期間中は、次の各号に掲げる事項について、奈良県地域福祉課ホームページ (<https://www.pref.nara.jp/1644.htm>) により公表する。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

7 契約等

- (1) 上記により特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を締結すること。
- (2) 提案内容の履行については、原則として契約内容に含めるものとする。
- (3) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (4) 契約にあたっては、その他、地方自治法や奈良県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (5) 契約内容等については、特定された者に別途通知する。
- (6) 特定後、速やかに協議を行うこと。

8 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与して

いるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が8の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し受託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、受託者に損害賠償義務が生じる。

10 その他

- (1) 本業務の成果等は県に属する。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはない。
- (4) 企画提案書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき開示する場合がある。
- (5) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (6) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

11 問合せ先

奈良県福祉保険部地域福祉課 地域福祉推進係（上記3（6）の担当課に同じ）
住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電 話：0742-27-8503

FAX：0742-22-5709

メールによる連絡を希望する場合は、電話でメールアドレスを問い合わせること。